

施行細則

第1章 組織

第1条 支部

1. 本会には以下の支部を置く。

北海道支部

東北支部

東京支部

中部支部

関西支部

九州支部

2. 会員はその在住する地方の支部に属することを原則とするが、希望により他の支部に属することもできる。

第2章 入会、退会、その他

第2条 入会

1. 本会に入会しようとするものは、所定の手続きを経て、当該年度会費を納入しなければならない。
2. 入会に必要な紹介者は、本学会員2名を原則とする。

第3条 登録事項の変更

会員の住所・職業・身分等、登録された内容に変更のあった場合は、すみやかに本部事務局ならびに所属する支部事務局まで届け出なければならない。

第4条 退会

本会を退会しようとするものは、会費を完納し、書面によって退会届を提出しなければならない。

第5条 その他

1. 倫理綱領違反が認定されたとき、理事会は審議の上、違反者に、除名、学会活動停止、厳重注意のいずれかの処分を科すことができる。
2. 理事会はこの件に関して、必要に応じて、調査委員会等を設置することができる。調査委員会等の構成については、その都度、理事会において決定する。
3. 理事会は、調査委員会の調査（聴聞を含む）等の報告を受け、処分を決定する。除名の場合には、総会の議を経ることとする。

第3章 役員

第6条 会長

会長は、理事会での選挙による候補者の選出を経て、総会において選出する。理事会での選挙にあたっては、選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員長は理事会が指名する。選挙方法に関する細目は、別にこれを定める。

第7条 代表理事

代表理事の選出は、理事会が次期理事候補のなかから推薦し、総会でこれを信任する。

第8条 理事

1. 理事は、理事会の議を経て、総会でこれを選出する。理事会は2年ごとの改選時に、次期理事候補のリストを作成し、総会でその信任を問うものとする。
2. 理事は、支部選出理事と全国選出理事と特定の職務のために選出される理事からなる。
3. 支部選出理事は、各支部長および東京支部、関西支部から選出される各1名の計8名とする。その候補の選定は支部の決定に委ねられる。
4. 全国選出理事の数は、理事会が定めることとし、2年ごとの半数改選を原則とする。全国選出理事の候補は理事会での選挙により選出する。選挙にあたっては、選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員長は理事会が指名する。選挙方法に関する細目は、別にこれを定める。
5. 特定の職務のために選出される理事は、事務局長、学会誌編集委員会委員長、国際活動委員会委員長からなり、常任理事会の議を経て、理事会が候補リストを作成する。
6. すべての理事は、理事会への出席義務を負う。

第9条 常任理事会

会長、代表理事、事務局長は、常任理事会を構成することができる。

第10条 常設委員会委員長および委員

1. 学会誌編集委員会委員長、国際活動委員会委員長は、常任理事会の議を経て、理事会がこれを選出する。
2. 学会誌編集委員会委員長、国際活動委員会委員長以外の常設委員会委員長は、理事会が理事の中から選出する。
3. 委員長および委員の任期、委員構成の詳細は、各委員会規約でこれを定める。

第4章 機関

第11条 総会

1. 総会における通常の報告および付議事項を次のように定める。
 - (1) 一般会務報告
 - (2) 各支部報告
 - (3) 各種委員会報告
 - (4) 前年度会計報告および監査報告
 - (5) 事業報告
 - (6) 当該年度予算案
 - (7) 役員人事
 - (8) 次期大会開催校の決定

(9) 規約改正

(10) その他

2. 総会に議長、書記を置くこととし、理事会がこれを委嘱する。

第12条 理事会

1. 理事会は、必要に応じて、理事以外の出席を求めることができる。

2. 遠隔地からの理事会出席者には、別に定めるところにより、旅費の一部を支給することができる。ただし、全国大会開催時には本項を適用しない。

3. 理事会は、各種検討、作業部会を設置することが出来る。

第5章 全国大会

第13条 大会の開催

全国大会は、原則として、年1度春期にこれを開催する。

第14条 大会の行事

1. 大会の主たる事業として以下に掲げるものを行うことができる。

(1) 研究発表

(2) 特別講演

(3) シンポジウム、ワークショップなど

(4) 総会

(5) 懇親会

2. 研究発表

(1) 研究発表には一般研究発表と特別研究発表の2種を置くことができる。

(2) 研究発表は本会会員に限るものとする。一般研究発表については別に定めるところにより会報で募集されるが、特別講演・シンポジウムに関しては理事会の議を経て、非会員に委嘱することができる。

3. 大会の組織運営

(1) 大会の組織・運営は、大会組織委員会がこれを行う。

(2) 大会組織委員会は、理事会が選任した委員で構成される。

(3) 同委員会委員長は、理事会がこれを選出する。

第15条 大会運営の財政

1. 大会の財政は学会の予算その他で運営される。

2. 大会運営費は別途定める。

3. 大会組織委員会は大会実施のため予算書ならびに決算書を作成し、これを理事会に提出するものとする。

第6章 会計

第16条 会費

1. 本会の会費は次の通りとする。

(1) 普通会員 年額 8,000円

(学生は国際比較文学会(ICLA)の会費が免除されるので7,000円)

(2) 臨時会員 年額 5,500円

(3) 賛助会員 年額 30,000円

2. 上記普通会員会費は国際比較文学会（ICLA）年会費を含む。
3. 在外特別会員は会費の納入を必要としない。
4. 会費の一部は、各支部の会員数に応じて支部還元金として、各支部の運営費に充当するものとする。

第7章 機関等の加入

第17条 機関加入

学校・図書館・研究所等の機関は、理事会の議を経て、普通会员の扱いを受けることができる。ただしこの場合は、総会の議決権を有さないものとする。

第18条 機関誌購読

普通会员でない学校・図書館・研究所等の機関は、機関誌『比較文学』のみを定期購読することができる。その場合は、別に定める購読費を納入するものとする。

第8章 学術賞

第19条 学術賞

学術賞の授与規定については、別にこれを定める。

第9章 施行細則の改廃

第20条 改廃

本細則の改廃は理事会の議決による。

付則

本細則は、平成6年6月会則検討委員会が起草し、理事会の議を経て、総会で報告の上、平成6年6月5日から施行する。

本細則は、理事会の議を経て、平成10年11月23日から施行する。

本細則は平成12年6月5日から施行する。

本細則は平成13年6月17日から施行する。

本細則は平成14年6月16日から施行する。

本細則は平成14年11月10日から施行する。

本細則は平成18年6月18日から施行する。

本細則は平成25年6月15日から施行する。

本細則は平成26年11月23日から施行する。

本細則は平成28年3月21日から施行する。

本細則は令和元年6月15日から施行する。

本細則は令和2年4月1日から施行する。